二　前号に掲げる方法で表示することが困難又は不合理である場合に、別表第七号による表示を前項の設備又は当該設備が組み込まれた機器の設置者が確認できるよう当該設備又は当該設備が組み込まれた機器に付属する文書に付す方法

三　別表第七号による表示を前項の設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該設備又は当該設備が組み込まれた機器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

3　前項第三号に規定する方法により第一項の設備に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び同号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該設備への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

［4　略］

（型式確認）

第四十六条の七　製造業者等は、その製造し、又は輸入する電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器の型式について、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件（総務大臣が別に告示するものを除く。）に適合していることの確認（以下「型式確認」という。）を行うことができる。

一　電子レンジ

［(1)・(2)　略］

(3)　交流電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	六六デシベルから五六デシベルまで　※
	平均値	五六デシベルから四六デシベルまで　※
［略］	［略］	［略］

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(4)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	八四デシベルから七四デシベルまで　※
	平均値	七四デシベルから六四デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	準尖頭値	七四デシベル
	平均値	六四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

［新設］

二　別表第七号による表示を前項の設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

3　前項第二号に規定する方法により第一項の設備に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び同号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該設備への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

［4　同上］

（型式確認）

第四十六条の七　製造業者等は、その製造し、又は輸入する電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器の型式について、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合していることの確認（以下「型式確認」という。）を行うことができる。

一　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	七八デシベルから六八デシベルまで　※
	平均値	六八デシベルから五八デシベルまで　※
［同上］	［同上］	［同上］

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

［新設］